

平成 27 年 3 月 3 日

鎌倉市議会議長  
中村 聡一郎 様

提出者	鎌倉市議会議員	千	一
同	同	上	竹 田 ゆかり
同	同	上	長 嶋 竜 弘
同	同	上	上 畠 寛 弘
同	同	上	岡 田 和 則

議案第 98 号鎌倉市海水浴場のマナーの向上に関する条例の一部を  
改正する条例に対する修正案

上記の修正案を別紙のとおり地方自治法第 115 条の 3 及び会議規則第 89 条第  
1 項の規定により提出します。

## 別紙

### 議案第 98 号鎌倉市海水浴場のマナーの向上に関する条例の一部を 改正する条例に対する修正案

議案第 98 号鎌倉市海水浴場のマナーの向上に関する条例の一部を改正する条例の一部を次のように修正する。

第 1 条の改正規定の前に次のように加える。

題名を次のように改める。

鎌倉市海水浴場の風紀の維持に関する条例

「マナーの向上」を「風紀の維持」に改める。

第 2 条の改正規定中「第 2 条第 3 号中」を「第 2 条第 2 号中「店舗」の次に「(以下「海の家」という。)」を加え、同条第 3 号中」に改める。

第 4 条の改正規定の次に次のように加える。

第 5 条に次の 1 項を加える。

2 海の家営業時間は、海水浴場の開場時間（県条例第 9 条第 1 項の規定による許可を受けた開場時間をいう。以下「開場時間」という。）の始めから午後 8 時 30 分までとする。

別表の改正規定中「海浜事業者が設置する店舗（第 2 条第 2 号の許可を受け占有している場所をいう。以下同じ。）」を「海の家」に、「海浜事業者が設置する店舗以外の」を「海の家以外の」に改め、「(第 2 条第 1 号の許可を受けた開場時間をいう。以下「開場時間」という。)」を削る。